

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	文化会館の利用許可の決定		
根拠例規及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 32 号)第 10 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項		
	基 準	<p>条例第 10 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>指定管理者は、次に該当する場合は、許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 会館又は会館の附属設備若しくは器具等をき損又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他会館の管理上支障があるとき。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名 )</p> <p>協議機関 日 (機関名 )</p> <p>処分機関 7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			